

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための 金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

情報通信技術の進展 と ニーズの多様化

オンラインでのサービスの提供が可能となる中、多種多様な
金融サービスのワンストップ提供に対するニーズ

キャッシュレス時代に対応した、
利便性が高く安心・安全な決済サービスに対するニーズ

こうしたニーズに対応し、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るため、
金融商品販売法を「金融サービスの提供に関する法律」に改めるほか、資金決済法等を改正する

金融サービス仲介法制

金融サービス仲介業の創設

- 1つの登録を受けることにより、銀行・証券・保険すべての分野のサービスの仲介を行うことができる金融サービス仲介業を創設※

※ さらに、一定の要件を満たせば、電子決済等代行業の登録手続も省略可能とする。

[主な規制]

- ・ 特定の金融機関への所属は求めない
- ・ 利用者財産の受入れは禁止
- ・ 仲介にあたって高度な説明を要しないと考えられる金融サービスに限り取扱可能
- ・ 利用者に対する損害賠償資力の確保のため、保証金の供託等を義務付け
- ・ 利用者情報の取扱いに関する措置や利用者への説明義務、禁止行為などは、仲介する金融サービスの特性に応じて過不足なく規定
- ・ このほか、監督規定や、認定金融サービス仲介業協会及び裁判外紛争解決制度に関する規定を整備

決済法制

資金移動業の規制の見直し

- 高額送金を取り扱可能な類型を創設
 - 海外送金のニーズなどを踏まえ、100万円超の高額送金を取り扱可能な新しい類型（認可制）を創設
 - 事業者破綻時に利用者に与え得る影響を踏まえ、利用者資金の受入れを最小限度とするため、具体的な送金指図を伴わない資金の受入れを禁止※

※ 事業者は、送金先や送金日時が決まっている資金のみ、利用者から受入れ可能。

少額送金を取り扱う類型の規制を合理化

- 送金コストのさらなる削減の観点から、利用者の資金について、供託等に代えて、分別した預金で管理することを認める（外部監査を義務付け）

現行の枠組みは維持（上記とあわせて、資金移動業は3類型に）

利用者保護のための措置

- いわゆる収納代行のうち、「割り勘アプリ」のように実質的に個人間送金を行う行為が、資金移動業の規制対象であることを明確化

※ 上記のほか、店頭デリバティブ取引について、取引情報の報告先を取引情報蓄積機関に一元化するための規定を整備 等